

9 下水道事業受益者負担金賦課処分決定取消請求訴訟について

平成25年度7月1日付けで花巻市が行った下水道事業受益者負担金賦課処分の決定について、花巻市民が花巻市に対し、その決定の取り消しを求める訴えを盛岡地方裁判所に提起しており、平成28年7月15日に判決がありました。

1 判決主文

原告の請求を棄却する。

2 判決理由（裁判所の判断）

- ・公共下水道が整備されたことにより、土地の所有者はその土地の効用及び便益性が増大するという利益を享受することになる。そのような利益を土地そのものに付加される価値とみて、その価値を土地の地積に応じて算定する地積割方式は、負担金の算出方法として一定の合理性を有しており、花巻市公共下水道受益者負担に関する条例の第5条及び第8条（以下、「本件各条項」）が不合理であるということとはできない。
- ・農地について地積割り方式による負担金額が大きくなり過ぎないようにするための一定の配慮がされていること等からも、本件各条項は憲法14条及び29条に違反しているものではない。
- ・本件処分についても、内規に基づき負担金の徴収が猶予されており、憲法14条及び29条の趣旨に反するものではない。

3 判決の確定

控訴期間は判決書を受け取った日の翌日から14日間であり、本件では7月29日（金）が期限となるため、その期限により判決が確定となります。（同期間中に原告から控訴がなされれば、控訴審にて審理が行われることとなります。）

<参考>

経緯

平成25年 7月 1日	平成25年度花巻市公共下水道受益者負担金賦課決定 （異議申立人へ処分）
平成25年 7月31日	原告より異議申立書の提出
平成27年 4月21日	原告の異議申立を棄却する旨の決定処分
平成27年11月13日	花巻市に訴状の送達（27.10.8提訴）